八女地区 障害者就労支援ガイドブック

利用者向け

この書は就労支援機関に通う当事者のかたに書いていただきました

リーベルネットワーク会議就労支援分科会

令和2年12月 発行

こんなお悩(なや)みはありませんか？

働(はたら)き続(つづ)けたいが不安(ふあん)がある・・・

仕事(しごと)をしたいけど
どこに相談(そうだん)したらいいの？

就職(しゅうしょく)に向(む)けての訓練(くんれん)を
受(う)ける場所(ばしょ)はあるの？

家(いえ)から出(で)たいけど不安(ふあん)・・・
自分(じぶん)のペースですこしずつ働(はたら)きたい

サービスのご案内(あんない)

お気軽(きがる)にご相談(そうだん)ください

退院(たいいんご)後、地域(ちいき)で暮(く)らしたい

楽(たの)しく仕事(しごと)をしたいけど
自信(じしん)がない

サービスを受(う)けたいけど
どこに行(い)けばいいの？

福祉(ふくし)のことを知(し)りたいけど・・・

初めての障害者福祉　Q&A

Q：仕事をしたいけど、何からはじめたらよいのかわからない。どんな支援機関があるのかわからない？
働き続けたいが不安がある。

A：デュナミスに相談してみましょう。デュナミスでは、自分に合った仕事や何に自分が向いているかなど相談にのってもらえる場所です。
また、働いている方に対しても長く働けるようにお手伝いをする機関です。お金はかかりません。

Q：福祉サービスを利用したいけど、どこに相談してよいかわからない。
サービスを受けたいけど、どこに行けばいいの？福祉のことを知りたいけど、どこに行けばいいの？

A：福祉サービスで迷うことがあったら、まずは、各市町村の福祉課や基幹相談支援センターに相談してみましょう。

Q：家から出たいけど不安。自分のペースで少しずつ働きたい。
楽しく仕事をしたいけど自信がない。

A：各市町村の福祉課や基幹相談支援センターに相談してみましょう。
働くことに対してさまざまな不安があると思います。自分のペースに合わせて働ける就労継続支援事業所などがありますので、まずはご相談ください。

Q：日中の生活の場がほしい。

A：日中の生活の場として、福祉サービスの中に就労継続支援B型などがあります。
詳しくは、各市町村の福祉課。または、基幹相談支援センターにご相談ください。

Q：発達障害について相談したいんですけど、どこに相談したらいいのかわからない。

A：広川町に、あおぞら（発達障害者相談支援センター）という場所があります。発達障害に詳しくてさまざまな相談を受ける場所があります。

Q：受給者証ってなに？

A：受給者証とは、福祉サービスを利用するために市町村から交付される証明書です。
わからないことがあったら、各市町村の福祉課や基幹相談支援センターにご相談ください。

Q：現在、入院しているけど退院後、地域で暮らすにはどうしたらいいの？

A：担当のソーシャルワーカーに相談しましょう。各市町村の福祉課や基幹相談支援センターに相談してみましょう。入院しているときから、退院後に向けての動きや住まいの準備などできることがあります。まずは、相談して一つずつ進めていきましょう。

障害者福祉サービス

福祉サービスを利用したい

各市町村の福祉課へ相談

相談支援事業所に相談
（各事業所の見学や体験）

1. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

2. 就労移行支援

3. 就労継続支援（A型＝雇用型・B型＝非雇用型）

4. 就労定着支援

5. 自立生活援助

6. 共同生活援助（グループホーム）

利用するときは各市町村福祉課へ
（受給者証の発行）

障害がある方に対して、ひとりひとりに合ったサービスを提供することをいいます。

1　自立訓練

機能訓練

身体障害のある方または、難病の方に対して必要な訓練を行います。
必要なリハビリテーションや歩行訓練、生活などに関する相談や助言などの支援を行います。

生活訓練

知的障害または、精神障害のある方に対して、居宅において、入浴や排せつ、食事などを自分でできるように訓練していきます。
例えば日常生活（きがえ・トイレ・お風呂など）や社会生活（買い物・バスの乗り方・病院受診など）が自分で出来るように訓練していきます。

2　就労移行支援

一般就労を目指して、２年間を目安に、訓練（ハローワーク訪問・あいさつ・履歴書作成など）をするところです。

3　就労継続支援

A型＝雇用型

一般就労することが難しい障害を持つ人が、雇用契約書を結んでお給料をもらいながら働いて訓練をするところです。

B型＝非雇用型

いろいろな作業を通して一般就労を目指したり生活リズムを整えるなど訓練するところです。
日中の場として利用されている方もいます。

4　就労定着支援

一般就労した人で、スタッフが職場を訪問し、相談やフォローなど就職後のサポートを行います。

5　自立生活援助

利用期間は１年間。一人暮らしをしている方を対象に、定期的な訪問や困りごとなどの相談をサポートしてもらえるサービスです。

6　共同生活援助（グループホーム）

複数人で一緒に生活します。支援員から生活全般のサポートを受けながら自立を目指します。

相談窓口はこちら

八女市障がい者基幹相談支援センター リーベル

八女市本町 17 番 2
TEL：0943-22-2610　　FAX：0943-22-2664

広川町障がい者基幹相談支援センター シエル

八女郡広川町大字新代 1389-734
TEL：0943-33-4135　　FAX：0943-33-4136

障害者就業・生活支援センター デュナミス

八女市鵜池 269 番地 1
TEL：0943-58-0113　　FAX：0943-58-0173

筑後地域発達障がい者支援センター あおぞら

八女郡広川町一條 1361-2
TEL：0942-52-3455　　FAX：0942-53-0621

八女市役所 福祉課 障がい者福祉係

八女市本町 647 番地
TEL：0943-23-1335　　FAX：0943-22-7099

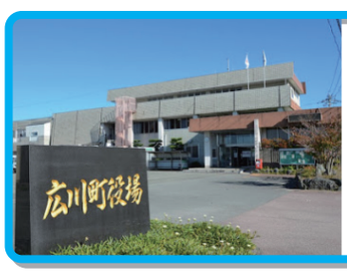

広川町役場 福祉課 福祉係

八女郡広川町大字新代 1804-1
TEL：0943-32-1113　　FAX：0943-32-5164

ハローワーク八女

八女市馬場 514-3
TEL:0943-23-6188　　FAX：0943-24-5597

このパンフレットに関するお問い合わせ
八女市障がい者基幹相談支援センター リーベル
☎０９４３－２２－２６１０